

八尾市における中小企業政策

京都大学公共政策大学院二回生

木幡 飛一

へ1. はじめに

読者の方々は、「中小企業」といってどのような印象を持たれているだろうか。例えば、家族経営の零細企業を想像されるだろうか。いや世界と伍する技術を持つような企業を想定されるだろうか。もし前者を想定されるなら、中小企業政策も倒産を延命させるような救済的政策となるだろう。もし後者を想定されるなら、成長を支援するような政策になるだろう。

現実の中小企業基本法の分類によれば日本の企業のほとんどが中小企業である。中小企業数は約四百三十三万社、全企業数に占める割合は九九・七%に上る。だからこそ、「中小企業政策」といえば成長支援から倒産回避までを目的とした総花的とならざるを得ない。

このような総花的な施策を実行するために多くの資源が必要であるが、現実の中小企

業政策の担い手はむしろ、資源の少ない地方自治体の役割が近年拡大される傾向にある。一九九九年にお

ける中小企業基本法の改正において、旧中小企業基本法は地方

自治体の役割を「国の施策に準じて施策を講じる」「存在と定義していたが、新基本法においては「地方公共団体は基本理念にのっとり国との適切な役割分担を踏まえて：施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定義され、地方自治体に中小企業に対する施策を策定・実施する責務があることが明記された。

これに対して苦しい財政の中、負担が地方に丸投げされたという批判がなされるかもしれない。しかし、現場の中小企業から距離が最も近いのは地方自治体であるし、企業倒産などから起こる雇用減少などの影響が直に現れるのは地方自治体である。だからこそ、地方自治体はますます限られていく予算の中で、効率的な中小企業政策を実行し、効果を出すことが求められている。

以下では、国や都道府県に比較し低予算にもかかわらず地方自治体のメリットを活かし

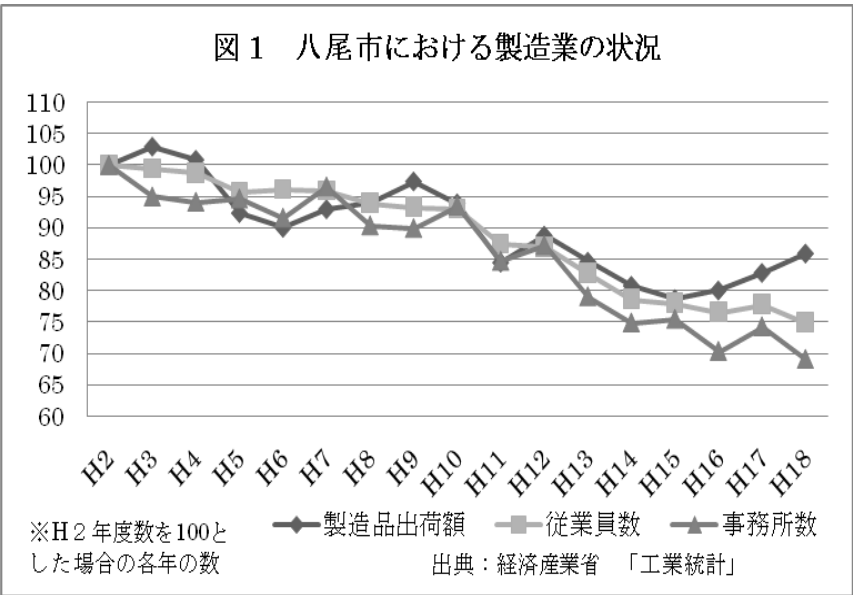
た中小企業政策メニューや体制を構築した例として、大阪府八尾市を取り上げ、実際の政策形成過程や政策体制の整備などについて分析したい。

へ2. 八尾市の概要

八尾市は大阪府南東部に位置し面積約四十二平方キロメートル、人口約二十七万人の特別市である。隣接する大阪市、東大阪市とともに、東大阪地域の産業集積の一角をなしている。八尾市の抱える、製造業事務所は三千三百(全国市町村別第九位)、製造業従業員数約三万九千人(全国市町村別第二十三位)、出荷額一兆円強(全国市町村別第四十七位)というように、とりわけその事務所の集積数は日本でも有数である。主な工業製品は、事業所数からみると一位が金属製品製造業であり、二位が一般機械器具製造業、三位がプラスチック製品製造業である。これらに見られるように基盤製造産業に強いという特徴を持っている。

このような全国有数の産業集積を誇る八尾市であるが、他の産業集積地と同様に近年工場数の減少が進む。例えば、図1に見られるように、過去十五年間にわたり、製造業事業所数、従業員数は低下傾向にあることがわか

る。



へ3. 八尾市における中小企業政策

八尾市における中小企業政策は図2に見るように、ここ十年で急速に整備されてきた。その中でもとりわけ注目したい点が「産業振興会議」「中小企業サポートセンター」「八尾市産業振興課」の三者である。

図2 八尾市中小企業政策の流れ

年月	事項
1998年5月	産業振興会議設置
1999年3月	「八尾市製造業に関する実態調査」報告書作成
1999年9月	八尾ものづくりネット配信開始
2000年2月	産業振興アドバイザー制度設置
2000年6月	公的制度の学習会開始
2001年4月	中小企業基本条例施行
2002年6月	八尾市中小企業サポートセンター設置

まず「産業振興会議」は、学術経験者、市民、商工業者を委員とした施策提言の場である。ここで、行政と市民・商工業者との双方のコミュニケーションを図りつつ、コンセンサスを得ながら八尾市に対して施策提言が行われる。過去の八尾市の中小企業施策の多くがこの産業振興会議を経て行われた。

この産業振興会議から出発した主な企画として、中小企業サポートセンターの設置も含め以下のものがある。

- ① 八尾市製造業に関する実態調査
- ② 八尾市内の製造業・生産財卸売業のデータベース化
- ③ 国や府の中小企業支援制度の学習会
- ④ 異業種交流グループの結成
- ⑤ 産官学連携セミナー
- ⑥ 中小企業サポートセンターの設置
- ⑦ 小中学生向けの体験講座・出前授業

次に「中小企業サポートセンター」は二〇〇二年に設置され、中小企業のための一元的な相談窓口としての業務を行っている。センターには民間企業出身者や技術研究者などの多様な専門分野のコーディネーター六名を揃え、経営相談・情報提供業務、技術相談・技術課題解決のための専門機関へのコーディネート、研修・セミナーの実施、産学連携の事務局としての業務を行っている。

「八尾市産業振興課」は、「中小企業サポートセンター」が個別の企業に対するサポートを行うのに対し、ビジネスマッチング博や、ものづくり受注商談会などの中小企業全体に対する「面」の支援を行っている。特色とし

ては職員の産業振興課への配属を職員公募によつて実施することや、退職した職員を再雇用するなどの施策をとっている点が挙げられる。また、職員が政府の施策の方向性をつかみつつ、専門性を構築するために、近畿経済産業局への職員研修派遣を実施するなど、職員の能力向上に努めている。

これら「産業振興会議」「中小企業サポートセンター」「八尾市産業振興課」の三者が中心となり八尾市の産業政策の担い手となっている。

＜4. 八尾市中小企業政策への評価＞

八尾市における製造業の出荷額は、中小企業施策が本格化してきた二〇〇三年度あたりから上昇してきている。中小企業の業績は、外部経済環境などにも影響を受けるため、八尾市中小企業政策の評価については更なる検証が必要であるが、中小企業政策のプロセスについては以下の点が評価できる。

- ① P D C A サイクルに基づいた立案・施策
- ② 多様なアクターを巻き込んだ施策
- ③ 市民・中小企業と行政間での双方向での政策形成

①については、八尾市は一連の施策を行う

前に市内製造業に対する調査を行っている。この調査の結果、八尾市では製造企業数が多量のもの、地域内での企業間ネットワーク、連携、分業が不足していると指摘された。このような問題点を発見、確認したうえでその後の施策を行ってきたという経緯がある。

②においては、産業振興会議において住民、中小企業、国や学術経験者など多様な主体から意見を聴取していることが挙げられる。これによつて大学との産官学連携や、国の産業振興制度を活用するなど、八尾市当局が持たない外部資源をうまく活用できる体制を整えている。また、中小企業にも体験講座や中学校への出前授業など次世代を育てる一定の責任を課している。

③に関しては市民や中小企業を巻き込んで議論を行える産業振興会議、相談窓口としての中小企業サポートセンター、など行政側が市民や中小企業と定期的に関わることができ存在を抱えているということが挙げられる。

これらの三点は、「中小企業との距離が近い」という地方自治体のメリットを活用している。八尾市においては行政だけが政策主体でなく、中小企業や市民をパートナーとして巻き込む中小企業政策を行っている。これに関して、市民を巻き込むことの困難さ、事

業の監視・体系化などの課題も存在する。しかし、行政だけでなく、中小企業・市民もまた地域の産業を支える、という点においては特色ある試みではないだろうか。

もちろん、「国から地方へ財政移転を増やし格差をなくすべきだ」という意見や、「中小企業政策における国の役割、地方自治体の役割」については更なる議論が必要だ。しかし、今後は地方自治体も、市民や中小企業を巻き込み自らの創意工夫で産業活性化を図ることが求められていくだろう。

「中小企業基本法の定義によれば、中小企業とは、製造業においては資本金三億円以下または常時雇用する職員三百人以下の会社および従業員数三百人以下の個人企業を指す。」
経済産業省「我が国の工業2007」より。

＜参考文献＞

- 植田浩史 「自治体の地方産業政策と中小企業基本条例」自治体研究社 2007年
- 黒瀬直弘 「中小企業政策」日本経済評論社 2006年